

## 不動産分野に係る経営力向上に関する指針（案）に関する意見募集について

平成29年4月27日

国土交通省土地・建設産業局

国土交通省では、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項に基づき、不動産分野に係る経営力向上に関する指針の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### <意見募集要領>

#### 1. 意見募集対象

不動産分野に係る経営力向上に関する指針（案）

#### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集 中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省土地・建設産業局不動産課において資料を配布します。

#### 3. 意見募集期間

平成29年4月27日（木）から平成29年5月26日（金）18：15まで（必着）

#### 4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名・住所・所属（会社名又は所属団体名）・連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-g\_plb\_fud@ml.mlit.go.jp

②FAXの場合

FAX番号03-5253-1557 国土交通省土地・建設産業局不動産課あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省土地・建設産業局不動産課あて

#### 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。